

○ しまねの建設担い手確保育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県が交付するしまねの建設担い手確保育成補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 県は、インフラ整備の重要な担い手であり、災害対応や除雪など地域の守り手である建設業者等が担い手確保・育成のために行う取組を総合的に支援し、もって建設産業の経営基盤強化と雇用創出に資することを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率等は、別表1-1から別表1-6に定めるところによる。

2 この補助金以外の県の補助金、助成金及び利子補給との併用は認めないものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、しまねの建設担い手確保育成補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 算出した交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の交付申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めた場合には、予算額の範囲内において補助金の交付を決定し、しまねの建設担い手確保育成補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者に通知する。

2 知事は、前項の規定に基づき交付の決定を行う場合には、前条第2項の規定により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときには、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書きの規定による交付申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付決定内容の変更等)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにしまねの建設担い手確

保育成補助金変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費を増額するとき。

(2) 補助事業に要する経費の配分について、補助対象経費ごとに20パーセントを超えて変更するとき。

(3) 補助事業の内容を変更するとき。

(4) 補助事業を中止又は廃止するとき。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助金の概算払）

第7条 知事は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、しまねの建設担い手確保保育成補助金概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を決定した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、しまねの建設担い手確保保育成補助金実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、前条の実績報告書を受領したときは必要な検査を行い、適当であると認めるときには、交付すべき補助金の額を確定し、しまねの建設担い手確保保育成補助金の額の確定通知（様式第7号）により補助事業者に通知する。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第10条 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、しまねの建設担い手確保保育成補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第11条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠となる書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第12条 知事は、補助事業者が規則第14条第1項に該当したときは、補助金の交付の決定の全部

又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(財産の管理及び処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産に限る。以下「財産」という）について、しまねの建設担い手確保育成補助金補助金取得財産等管理台帳（様式第9号）を備えてその保管状況を明らかにし、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。

- 3 前項の承認を受けようとするときは、しまねの建設担い手確保育成補助金補助金取得財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 4 補助事業者は、財産を処分したことにより収入があったときは、知事が別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1－1（第3条関係）

補助対象事業名	(1) 情報発信事業
対象事業の内容	県内の建設産業団体（県内の建設業協会及び専門工事業団体等をいう。以下同じ。）が行う、合同企業説明会、現場見学会、講習会、体験学習及びインターンシップ事業
補助対象者	県内の建設産業団体
補助対象経費	補助事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。 委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借上料、教材費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、広報費、傷害保険料、その他知事が必要と認める経費
補助率及び補助額	補助率：補助対象経費の $1/4$ 以内（厚生労働省の人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（以下「助成金」という。）を受給しない場合は $1/2$ 以内） 上限額：1,000千円以内（同500千円以内）

別表 1－2（第3条関係）

補助対象事業名	(2) 技能向上事業
対象事業の内容	県内の建設産業団体が行う、若年労働者の処遇改善を目的として開催する資格取得講習会、入職内定者への教育訓練及び新規入職者への研修会
補助対象者	県内の建設産業団体
補助対象経費	補助事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。 委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借上料、教材費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、傷害保険料、その他知事が必要と認める経費
補助率及び補助額	補助率：補助対象経費の $1/4$ 以内（厚生労働省の助成金を受給しない場合は $1/2$ 以内） 上限額：500千円以内

別表 1－3（第3条関係）

補助対象事業名	(3) 「もっと女性が活躍できる建設業」協働推進事業
対象事業の内容	建設産業への女性の入職促進や就労継続、家庭との両立に向けた活動等
補助対象者	県内の建設産業団体並びに島根県内の建設産業及び建設関連産業で働く女性技術者・女性技能者等で構成される団体
補助対象経費	補助事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。 専門家謝金、アルバイト等の賃金、旅費、研修会等参加費、バス等借上料、施設借上料、調査・研究等委託費、印刷製本費、広報費、通信運搬費、会議費、消耗品費、その他知事が必要と認める経費
補助率及び補助額	補助率：補助対象経費の $2/3$ 以内。ただし、当補助金以外の収入（協賛金、当該事業による収入等）と補助対象経費の $2/3$ の合計が補助対象経費の総額を超過する場合は、その超過分を補助対象経費の $2/3$ に相当する額から控除した額以内。 上限額：3,000千円以内

別表 1－4（第3条関係）

補助対象事業名	(4) 建設人材確保対策事業
対象事業の内容	高齢者・障がい者・外国人（在留資格が技術・人文知識・国際業務、特定活動及び特定技能である者に限る。）の雇用によって人材を確保するために行う調査・研修会・相談会の実施及び研修会への派遣等の取組
補助対象者	県内の建設産業団体、県内に主たる営業所を有する建設業者（建設業法第3条第1項の許可を受けている者に限る。）、県内に主たる営業所を有する測量業者（測量法第55条第1項の登録を受けている者に限る。）及び県内に主たる営業所を有する建設コンサルタント（建設コンサルタント登録規定第2条又は建築士法第23条第1項の登録を受けている者に限る。）
補助対象経費	補助事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。 ただし、採用面接、就職媒体への掲載、募集・採用に係る広報物作成、就職説明会等の通常の採用活動に係る経費は対象外。 専門家謝金、旅費、会議費、研修会等参加費、バス等借上料、施設借上料、調査・研究等委託費、印刷製本費、広報費、通信運搬費、消耗品費、建設特定技能受入計画作成費、在留資格申請費、人材紹介費、通訳費、その他知事が必要と認める経費
補助率及び補助額	補助率：補助対象経費の1／2以内 上限額：1,000千円以内（建設産業団体）、200千円以内（建設業者、測量業者及び建設コンサルタント）

別表 1－5（第3条関係）

補助対象事業名	(5) 建設産業入職促進広報事業
対象事業の内容	県内の建設産業団体が行う、建設産業への理解を促進するとともに、産業としての魅力を伝え、若年者や女性の入職促進を目的として作成するPR用ポスター・冊子、デジタル動画等の作成及び広報媒体への掲載等
補助対象者	県内の建設産業団体
補助対象経費	補助事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。 専門家謝金、アルバイト等の賃金、旅費、製作委託料（PR動画作成等に係るもの）、バス等借上料、施設等借上料、機械器具等借上料、印刷製本費、広報費、通信運搬費、消耗品費、その他知事が必要と認める経費
補助率及び補助額	補助率：補助対象経費の1／2以内 上限額：1,000千円以内

別表 1－6（第3条関係）

補助対象事業名	(6) ICT等建設産業生産性向上事業
対象事業の内容	ICT等建設産業生産性向上事業実施要領に基づき実施する、建設現場における生産性の向上に資する機器等の導入
補助対象者	県内に主たる営業所を有する建設業者（建設業法第3条第1項の許可を受けている者に限る。）、県内に主たる営業所を有する測量業者（測量法第55条第1項の登録を受けている者に限る。）及び県内に主たる営業所を有

	する建設コンサルタント（建設コンサルタント登録規定第2条又は建築士法第23条第1項の登録を受けている者に限る。）
補助対象経費	補助事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。 機械設備・ソフトウェア等の導入費（リースの場合は、解約不可かつリース料総額の現在価値がリース物件購入金額の90%以上であるものに限る。）
補助率及び補助額	補助率：補助対象経費の1／3以内 上限額：1,000千円以内（三次元マシンコントロール機能又は三次元マシンガイダンス機能を有する建設用機械は5,000千円以内）